

川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○<u>川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例</u> 平成24年12月14日条例第67号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）<u>第18条並びに21条第1項第1号及び第12号の規定に基づき、病院及び診療所における専属の薬剤師の配置並びに病院における人員及び施設に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p><u>(用語の意義)</u></p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(専属薬剤師の配置基準)</p> <p>第3条 病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。</p> <p><u>(病院の人員に関する基準)</u></p> <p>第4条 法第21条第1項第1号に規定する条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた員数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）</p> | <p>○<u>川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例</u> 平成24年12月14日条例第67号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）<u>第18条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置基準を定めるものとする。</u></p> <p>(専属薬剤師の配置基準)</p> <p>第2条 医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>(2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた員数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数。ただし、産婦人科又は産科にあってはそのうちの適当な員数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔（くう）外科にあってはそのうちの適当な員数を歯科衛生士とすることができる。</p> <p>(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数</p> <p>(4) 栄養士 病床数が100床以上の病院にあっては、1人</p> <p>(5) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実情に応じた適当な員数</p> <p>(6) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに開設し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。</p> <p><u>（病院の施設に関する基準）</u></p> <p>第5条 法第21条第1項第12号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消毒施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）</p> <p>(2) 洗濯施設（法第15条の2の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）</p> <p>(3) 談話室（療養病床を有する病院に限る。）</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>(4) 食堂 (療養病床を有する病院に限る。)</p> | |
| <p>(5) 浴室 (療養病床を有する病院に限る。)</p> | |
| <p>2 前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる施設は、次の基準を満たさなければならない。</p> | |
| <p>(1) 消毒施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。</p> | |
| <p>(2) 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。</p> | |
| <p>(3) 食堂 内法 (のり) による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。</p> | |
| <p>(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。</p> | |
| | |